

## ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び同法第12条の5による契約書面の一部となります。

### 1 お申し込み

- お申込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払が必要です。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなり、旅行契約が成立するものとします)  
※申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」などそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払が必要です。
- a旅行開始日に70歳以上の方、b身体に障がいをお持ちの方、c健康を害している方、d妊娠中の方、e補助犬使用者の方その他、特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

### 2 旅行代金・旅行条件

旅行条件、旅行代金は、それぞれパンフレット等に明示します。

### 3 追加旅行代金

追加代金とは①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択により追加する代金をいいます。

### 4 旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

### 5 取消料がかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

区 分	取 消 料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

### 6 取消料がかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

- 下記の場合は取消料はいただきません。
- 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第11項(1)の表に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - 旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
  - 旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは当社がその旨を告げたとき。なお、この場合、お客様は、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

### 7 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加者の条件を満たしていないことが判明したとき。
  - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(5)お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

(6)お客様が次の事項に該当することが判明したとき。

- (イ)暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。(ロ)当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。(ハ)風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (8)お客様が指定する期日までに旅行代金を支払わないとき。なお、この場合は、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、お客様は、当社に対し、第4項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

### 8 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- お客様が次の事項に該当することが判明したとき。
  - (イ)暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。(ロ)当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは威力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。(ハ)風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - (4)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社が本項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (6)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、またその恐れが極めて大きいとき。

### 9 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- お客様が、当社または当社の手配代行者の管理し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

### 10 特別補償

- 当社は、第9項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に乗った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合は、当社は補償金及び見舞金を支払いません。
- 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日については、当該日にお客様が被った損害について、募集型企画旅行参加中といたしません。
- 傷害・損害については、第9項の規定に基づき責任を負うときは、補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当します。
- 当社が(1)による補償金支払義務と第9項により損害賠償義務を重ねて負う場合であって、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

### 11 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い旅行対象代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次に掲げる事由に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
  - (イ)天災地変 (ロ)戦乱 (ハ)暴動 (ニ)官公署の命令 (ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (ハ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (ド)旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- 第6項～第8項にて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

当社が変更補償金を支払う変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 契約書面に記載した観光(レストランを含みます)その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更	1.0%	2.0%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(7) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(8) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
(9) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。		

- (2)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことができます。
- 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第9項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき補償金及び見舞金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

### 12 お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

### 13 事故等のお申出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社との関係部署にご連絡ください。(もし、連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなりましたらご連絡ください)

### 14 個人情報の取り扱い

- 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報についてお客様との連絡や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 当社が取り扱うサービス及び旅行商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。  
※このほか、当社は会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社における個人情報の取り扱いにつきましては、当社ホームページ「個人情報保護指針」をご参照ください。

### 15 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

愛知県知事登録旅行業第2ー290号 名古屋市熱田区三本松町18ー1

**名古屋鉄道株式会社**

(一社) 全国旅行業協会正会員 平成28年4月現在